

規制シート

(別紙1)

060194700540001

平成28年1月20日

規制の名称	独占禁止法第11条における信託勘定に対する議決権保有規制	所管府省	公正取引委員会
根拠法令等	私的独占の禁止及び公正取引の確保に関する法律(昭和二十二年法律第五十四号)	担当局課等 及び作成責 任者の役 職・氏名	経済取引局企業結合課長 品川 武
規制目的	<p>独占禁止法による企業結合規制は、事業支配力の過度の集中が生じたり、競争制限的な市場構造が創出・形成されたりすることを未然に防止し、これにより我が国市場における公正かつ自由な競争を維持・促進することを目的とする。このうち、独占禁止法第11条による規制を含む一般集中規制は、国民経済全体における特定の企業グループへの経済力の集中等を防止するものであり、競争が行われる基盤を整備することにより市場メカニズムが十分に機能するようにするための規定である。同条による規制の趣旨は以下のとおりである。</p> <p>① 事業支配力の過度の集中の防止 金融会社は融資を通じた企業支配の可能性を有しており、これに株式保有が加わればその可能性が更に大きくなると考えられることから、金融会社を中心として事業支配力が過度に集中することとなることを防止</p> <p>② 競争上の問題の発生の防止 (a)金融会社が事業会社と結び付くことにより、事業会社に対して信用状態に比して著しく有利な条件で融資が行われるなど、当該事業会社の属する市場での競争が歪められる可能性や、(b)金融会社と事業会社が結び付くことにより、金融会社が取引先に対し、結び付きのある事業会社の取り扱う商品の購入を要請するなど、不公正取引の素地が形成される可能性を防止</p>		
規制内容の概要	<p>・独占禁止法第11条第1項では、銀行業又は保険業を営む会社が他の国内の会社の株式に係る議決権(以下単に「議決権」という。)をその総株主の議決権の5%(保険業を営む会社にあつては10%)を超えて有することとなる場合における議決権の保有等を規制している。ただし、同項第3号により、金銭又は有価証券の信託に係る信託財産として株式を取得等することによる議決権の保有等(信託勘定での議決権の保有)については、同項の適用が除外されている。</p> <p>・同条第2項では、第1項第3号の場合にあつては、信託銀行が委託者又は受益者から指図を受けず議決権を行使できるような場合に限り、他の国内の会社の議決権をその総株主の議決権の5%を超えて有することとなった日から1年を超えて当該議決権を保有しようとするとき、あらかじめ公正取引委員会の認可を受けなければならないとされている。</p> <p>・この制限を超過する信託勘定での議決権の保有は、認可制度の運用において、信託勘定で保有する議決権が銀行勘定で保有するものとは別個に行使され、かつ、これを担保するための社内体制の整備がされていること等の要件を満たせば、期限を付さず認められる。</p>	関連する予算	—
規制の最近の改廃経緯	—	関連する政策評価結果	—

<p>規制を維持、改革 又は新設する理 由</p>	<p>信託勘定で保有する議決権について、要望主体は、信託法等の法令に則り受益者の利益のために行使する旨を主張するが、信託銀行が自己の意思に基づき行使することができることに違いがなく、受益者の利益に反する行使が制限されることがあるにすぎない。また、信託勘定で保有する議決権の行使と銀行勘定で保有する議決権の行使が別個に行われる体制の確保については、法令上、これが担保されているものではない。独占禁止法第11条による信託勘定での議決権保有の規制の根拠は、信託銀行が自己の意思に基づき議決権を行使することができる点にあるところ、信託銀行が事業会社と結び付くことによる競争上の問題の発生のおそれの有無は、認可制度を通じて審査される必要がある。</p> <p>他方、信託勘定で保有することと銀行勘定で保有することの差異については、認可制度の運用において斟酌されている。具体的には、信託財産で保有する議決権について、銀行勘定で保有するものとは別個に行使され、かつ、これを担保するための社内体制の整備がされている等の要件を満たせば、5%を超過する議決権の保有は期限を付さず認められている。こうした認可制度の運用における要件等は要望等を踏まえて大幅に緩和されたところである(平成26年4月)。</p>	<p>規制の維 持、改革又 は新設の別</p>	<p>維持</p>
<p>(規制を改革する 場合の改革の方 向性)</p>	<p>—</p>		
<p>見直し条項</p>	<p>—</p>		
<p>次の見直し時期</p>	<p>—</p>		

規制シート(通知・通達等の委任根拠等)(イメージ)

(別添)

(通知・通達等のID)

(規制シートのID)

<p>通知・通達等の 名称(発信者等 を含む。)</p>	<p>—</p>
<p>通知・通達等への 委任の根拠となる 法令の条項</p>	<p>—</p>
<p>通知・通達等が法 令の委任の範囲 に入る理由</p>	<p>—</p>